

政策体系	政策No.	6	政策名	共生・協働のまちづくり			施策主管課	環境衛生課		
	施策No.	3	施策名	人権の尊重	重点施策		施策主管課長名	越口 哲也		
施策関係課名		市民課、生涯学習課								
<p>1 基本計画期間(平成20年度～平成24年度)における施策の方針</p> <p>学校、家庭、職場等のあらゆる場と機会を通じ、市民の発達段階に応じた効果的な方法で、国・県・市が一体となって市民や事業者に働きかけることとする。このことにより、市民一人ひとりが個人の違いを認めあい、人権の大切さを認識し、日常生活の様々な場面での実践に結びつけることができるように、人権教育・啓発を推進する。</p>										
<p>2 施策の目的と成果把握</p>										
対象 (この施策は、誰、何を対象としているのか)			市民							
対象指標 (対象の大きさを表す指標)		単位	区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
A	人口	人	見込み値	127,871	128,128	128,383	128,640	128,868	129,098	
			実績値	127,773	127,450	127,662				
B	事業所数 <small>事業所数は、事業所・企業統計調査結果 H21から経済センサス(事業所数については、最新のデータである平成18年の事業所数を採用した。)</small>	事業所	見込み値		4,150		4,100		4,050	
			実績値	4,527	4,527	4,527				
意図 (この施策によって対象をどう変えるのか)			人権が尊重されている DV、セクハラは男女共同参画の施策で扱う。児童虐待は子育て支援、高齢者虐待は地域福祉の施策に位置づける。							
成果指標 (意図の達成度を表す指標)		目標達成(105%以上)			目標をほぼ達成(95%～105%未満)			目標を未達成(95%未満)		
		単位	区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
A	人権侵害を受けた市民の割合	%	成り行き値	14.0	14.0	14.0	14.0	14.0	14.0	
			目標値	14.0	13.5	13.0	12.5	12.0	11.5	
			実績値	12.0	9.7	7.4				
			達成率	114.0%	128.0%	143.0%				
			結果							
B			成り行き値							
			目標値							
			実績値							
			達成率							
			結果							
C			成り行き値							
			目標値							
			実績値							
			達成率							
			結果							
D			成り行き値							
			目標値							
			実績値							
			達成率							
			結果							
E			成り行き値							
			目標値							
			実績値							
			達成率							
			結果							
成果指標の測定方法 (実際にどのように実績を把握するか)				平成24年度の目標値設定の考え方						
・A...人権侵害を受けた市民の割合 総合計画進行管理に係る市民意識調査				A	「人権侵害を受けた市民の割合」については、市民意識調査(平成18年度)によると、60代以上の年代が低い傾向にある。人権教育・啓発を行うことで成果向上を目指す。					
				B						
				C						
				D						
				E						

3 基本計画期間で解決すべき施策の課題(総合計画書より)

- ・市全域でのあらゆる差別をなくすために、人権意識の高揚を図る必要がある。
- ・相談できる環境づくりが必要である。
- ・企業における人権擁護の取り組みを促進する必要がある。
- ・国・県等との連携により虐待被害者の救済手段を確保する必要がある。

4 施策の特性・状況変化・住民意見等

この施策の役割分担をどう考えるか(協働による市民と行政の役割分担)

ア)行政の役割 (市がやるべきこと、県がやるべきこと、国がやるべきこと)	イ)市民(住民、事業所、地域、団体等)の役割
国 ・人権教育及び人権啓発に関する計画を策定し、実施する。 県・市 ・国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する計画を策定し、実施する。 ・虐待人権侵害被害者に対する相談対応を行い、必要な措置を講ずる。	市民 ・人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与する。 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律。

施策を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)はどのように変化しているか、更に今後どう変化するか?

- ・国は平成14年に「人権擁護法案」を国会に上程したが、平成15年に自然廃案となった。その後、法務省では現行制度の枠内において可能な範囲で、被害者に対する実効的な救済を実現できるように平成16年に「人権侵害事件調査処理規程」を改正し、法務省人権擁護局と人権擁護委員制度を中心に、「人権擁護委員法」と改正後の「人権侵害事件調査処理規程」により、人権侵害による被害の救済及び予防を図っている。
- ・児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律が平成19年4月1日施行されたことに伴い、県は児童要保護の協議会(要保護児童対策協議会)を各自治体に設置させ、霧島市では平成19年4月1日から霧島市要保護児童対策地域協議会を設置した。
- ・平成18年4月1日から「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行され、高齢者虐待の早期発見と地方公共団体の責務を定め更に民間団体等との連携のための体制強化に取り組むこととしている。

この施策に対して市民(対象者、納税者、関係者等)、議会からどのような意見や要望が寄せられているか?

- ・市内に法務局があるため、人権相談に関する市への相談先の問合せはあるものの具体的な意見、要望は少ない。

5 施策の現状

平成21年度施策の取組方針	平成21年度施策の取組方針の達成状況
高齢者の人権問題を重点的に取り組む。 ○人権侵害被害者に対する相談・対応 広報誌等による人権啓発に取り組む ○庁内・庁外関係部署間の連携・情報共有 社会教育分野における人権教育の推進	霧島地区において高齢者の人権問題をテーマに人権フェスタを行った。 特設人権相談所の開設を行うなど、相談・対応を図った。 広報誌等による人権啓発を行った。(人権擁護委員の日の広報・人権同和問題啓発強調月間、人権週間及び北朝鮮人権侵害問題啓発週間の広報) 庁内・庁外関係部署の横断的な集まりである「人権啓発推進まちづくり会議」を開催し、情報共有を図った。 地区公民館や学校等、各社会教育において人権教育を展開した。

平成21年度施策の目標値と実績値の比較

- 目標達成 105%以上
- 目標をほぼ達成 95%~105%未満
- 目標を未達成 95%未満

平成21年度成果指標				結果
	目標値	実績値	達成率	
A	13.0	7.4	143.0%	
B				
C				
D				
E				

平成21年度施策の成果指標の達成状況及び要因

人権侵害を受けた市民の割合の実績値は、平成20年度に比べ2.3ポイント減少し、平成21年度目標を達成することができた。
 その要因は
 ・市民意識調査によると、20代および65歳以上の人権侵害を受けたことのある割合が少なくなったことがあげられる。

基本事業の

目標達成度
(平成21年度目標と実績との比較)

人権尊重社会の実現に向けた教育・学習の推進及び広報・啓発			
人権侵害被害者の救済			

6 平成22年度の施策の取組方針

(昨年度マネジメントシートより)

7 平成23年度に向けた施策の課題・方向性

市民や事業所等に人権教育・啓発の継続的推進をしていく。
 障がいのある人の人権問題を重点的に取り組む。

同和問題を正しく理解してもらうために、啓発活動を重点的に取り組む。【継続】
 人権被害者が適切な相談が受けられるように、相談窓口の周知を図る。【継続】
 企業における人権擁護を促進するために、各種人権講座の活用を呼びかける。【継続】

基本事業	6-3-1	基本事業名	人権尊重社会の実現に向けた教育・学習の推進及び広報・啓発	基本事業 主担当課	市民課
------	-------	-------	------------------------------	--------------	-----

1 基本事業の目的、取組み方針

基本計画期間における取組み方針 (総合計画書より)

人権教育・啓発施策推進の指針となる「霧島市人権教育・啓発基本計画」に基づき、人権に関する基本的な知識の習得、生命の尊さ、大切さなどが実感できるような啓発、各人の異なる個性を発揮できるような啓発等を推進する。また、人権が尊重される明るい企業づくりを目指し、就職の機会均等などを確保するため、人権意識のさらなる向上を図る。

対象	市民	意図	人権について知ることができる。
----	----	----	-----------------

2 基本事業の指標等の推移

成果指標名		単位	成果指標の測定方法	目標達成 (105%以上)		目標をほぼ達成 (95% ~ 105%未満)			目標を未達成 (95%未満)	
				数値区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度 (目標年度)
A	市が主催する人権に関わる教育・学習に参加した市民の数	人	人権まちづくり会議	成り行き値	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800
				目標値	3,900	4,000	4,100	4,200	4,300	4,400
				実績値	4,900	6,013	5,072			
				達成率	126%	150%	124%			
				結果						
B	人権に関わる教育・学習に参加した市民の割合	%	市民意識調査	成り行き値		10.5	10.5	10.5	10.5	10.5
				目標値		11.0	12.0	13.0	14.0	15.0
				実績値	10.5	8.6	8.2			
				達成率		78%	68%			
				結果						
C				成り行き値						
				目標値						
				実績値						
				達成率						
				結果						
D				成り行き値						
				目標値						
				実績値						
				達成率						
				結果						

3 基本計画期間における基本事業の目標設定の根拠

平成20年度市民意識調査から調査項目を増やし、再設定する。発達段階を踏まえた効果的な方法で、人権教育・啓発を推進することにより、成果向上を目指す。目標に関しては、5つの講座などの定員から100人/年程度の向上余地があると見て、その分を増加させることとした。
<メモ>
5つの講座等
・学校教育課の講座
・生涯学習課の講座・講演会
・企画政策課の講座
・市民課人権擁護推進Gの講演会
・市民課隼人権啓発センターの講座

4 平成21年度基本事業の取組方針

高齢者の人権問題を重点的に取り組む。
広報誌等による人権啓発に取り組む。
各種人権講座の活用を呼びかける。
子ども達の人権啓発に取り組む。

5 平成21年度基本事業の取組方針の達成状況

霧島地区において高齢者の人権問題をテーマに「じんけんフェスタ」を行った。
広報誌等による人権啓発を行った。(人権擁護委員の日の広報・人権同和問題啓発強調月間、人権週間及び北朝鮮人権侵害問題啓発週間の広報)
人権同和問題啓発強化月間に「じんけんフェスタ」・「人権セミナーきりしま」・「パネル展」を開催した。
各種人権講座を実施した。
「いじめ」をテーマとした「子ども人権セミナー」を開催した。

6 平成21年度基本事業の成果指標の達成状況及び要因

A. 市が主催する人権に関わる教育・学習に参加した市民の数は、平成20年度に比べ941人減少したが平成21年度目標値は達成した。出前講座などの参加申し込みが減少したものの、1回当たりの参加人数が増えたことによる。
B. 人権に関わる教育・学習に参加した市民の割合は、平成20年度に比べ0.4ポイント減少して、平成21年度目標を達成することができなかった。その要因は、市民が主催する人権に関わる教育・学習に参加した市民の数が少なくなったことで参加した市民の割合も少なくなったと考えられる。

7 平成22年度基本事業の取組方針

20歳代、40歳代～50歳代を中心とした人権教育啓発を推進していく。
事業所等へ出前講座を行い啓発を行う。

8 平成23年度に向けた基本事業の課題・方向性

人権に関する基本的な知識の習得、生命の尊さ、大切さなどが実感できるような啓発、各人の異なる個性を発揮できるような啓発等を推進するため5つの講座等を引き続き行う。【継続】
企業における人権擁護を促進するために、各種人権講座の活用を呼びかける。【継続】

基本事業	6-3-2	基本事業名	人権侵害被害者の救済	基本事業 主担当課	市民課
------	-------	-------	------------	--------------	-----

1 基本事業の目的、取組み方針

基本計画期間における取組み方針 (総合計画書より)

・人権に関する様々な問題について気軽に相談できるよう相談機関やその活動内容等に関する情報提供を行い、周知を図る。
 ・複雑多様な人権問題に迅速かつ的確に対応できるよう国・県の関係機関や人権擁護委員等と連携・協働して取り組む。

対象	人権侵害被害者	意図	人権被害が解消される
----	---------	----	------------

2 基本事業の指標等の推移

成果指標名		単位	成果指標の測定方法	目標達成 (105%以上)		目標をほぼ達成 (95% ~ 105%未満)			目標を未達成 (95%未満)	
				数値区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度 (目標年度)
A	人権侵害を受けてどこにも誰にも相談しなかった人の割合	%	市民意識調査	成り行き値	33.0	33.0	33.0	33.0	33.0	33.0
				目標値	30.0	29.0	28.0	27.0	26.0	25.0
				実績値	30.2	32.8	25.9			
				達成率	99%	87%	108%			
				結果						
B				成り行き値						
				目標値						
				実績値						
				達成率						
				結果						
C				成り行き値						
				目標値						
				実績値						
				達成率						
				結果						
D				成り行き値						
				目標値						
				実績値						
				達成率						
				結果						

3 基本計画期間における基本事業の目標設定の根拠

市民意識調査では、人権侵害を受けて「どこにも誰にも相談しなかった」人の割合は、33.9%となっている。毎年1%ずつの成果を目指し、基本計画の最終年度には、相談しなかった人の割合を比較的水準の高い地域を参考に25%まで引き下げることを目標とする。そのためには、相談機関や活動内容の情報提供を行い、成果向上を目指す。

4 平成21年度基本事業の取組方針

国・県の関係機関や人権擁護委員等と連携・協働して人権問題に取り組む。
 ・人権侵害被害者に対する相談・対応
 相談機関や活動内容等に関する情報提供を行う。

5 平成21年度基本事業の取組方針の達成状況

複雑多様な人権問題に迅速かつ的確に対応できるよう国・県の関係機関や人権擁護委員等と連携・協働して人権侵害被害者の救済に取り組んだ。
 ・特設人権相談所の開設を行うなど、相談・対応を図った。
 ・人権擁護委員による自宅・特設・常設相談の実施
 人権に関する様々な問題について気軽に相談できるよう相談機関やその活動内容等に関する情報提供を行って周知を図った。
 ・市報・窓口・街頭・講演会等で情報提供を行った。

6 平成21年度基本事業の成果指標の達成状況及び要因

人権侵害を受けてどこにも誰にも相談しなかった人の割合は、平成20年度に比べ6.9ポイント減少していて、平成21年度の目標値を達成することができた。
 その要因は、
 ・相談機関や活動内容等に関する情報提供を行い、周知を図ったことで、それらを利用する市民が増えたと考えられる。

7 平成22年度基本事業の取組方針

人権侵害を受けたと感じる50代、60代における相談窓口の情報を提供する。

8 平成23年度に向けた基本事業の課題・方向性

複雑多様な人権問題に迅速かつ的確に対応するために、国・県の関係機関や人権擁護委員等と連携・協働して人権侵害被害者の救済に取り組む。
 ・特設人権相談所の開設
 ・人権擁護委員による自宅・特設・常設相談の実施
 人権に関する様々な問題について気軽に相談できるようにするために、市報、窓口、街頭、講演会等で相談機関に関する情報提供を行う。